高齢者居住安定確保計画について

１．法的根拠等

　高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法。平成13年法律第26号）

|  |
| --- |
| 第４条第１項　　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。 |

２．計画の目的

高齢者の住まいに関する基本方針、高齢者賃貸住宅及び老人ホームの供給目標及びその供給促進等に関する事項を定める。

また、地域包括ケアシステム推進本部住まい部会での検討課題について、高齢者居住安定確保計画を策定の中で、住宅部局と福祉部局で連携して検討を行う。

３．計画の内容（案）

（1）計画の位置づけ

　　高齢者住まい法に基づく高齢者居住安定確保計画として策定する。

　　また、船橋市住生活基本計画及び船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合を図る。

（2）計画期間

　平成28年度～平成32年度（５年計画）とする。

　なお、策定に当たっては、住生活基本計画を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と調和を図ることとする。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合を図り、長期的施策を講じられるように、同計画の見直しに併せて見直しをすることとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度（平成） | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 高齢者居住安定確保計画 | H28～32・５年計画 |
| 住生活基本計画 | H21～27・７年計画 | （案）H28～32・５年計画 |
| 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | H21～23 | H24～26 | H27～29 | （H30～32） |
| 各３年計画 |

（3）計画内容又は検討事項

注）＊印は、住生活基本計画（全国計画）指標

　①住まい・施設の量の確保

　　・高齢者向け住宅や施設の供給目標設定

　　　　サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム

　　　＊高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合　0.9％（H17）→３～５％（H32）

　　・低所得者向け住宅の検討

　　　　市営住宅（老人用）

　　・家賃補助制度の検討

②住まいの質の向上

　　・高齢者住宅整備資金貸付事業、高齢者住宅改造費助成事業の利用促進

　　・賃貸住宅バリアフリー化の促進

　　・介護認定を受けていない人の住宅バリアフリー化の検討

　　　＊高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化　37%（H20）→75％（H32）

　　　　（二箇所以上の手すりの設置又は段差の解消）

　　　＊高齢者の居住する住宅の高度なバリアフリー化　9.5%（H20）→25％（H32）

　　　　（二箇所以上の手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消）

　　　＊共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子等で通行可能な住宅

　　　　　16％（H20）→28％（H32）

・分譲マンション共用部分バリアフリー化補助制度の創設

・耐震化の促進

　　　＊新耐震基準が求める耐震性　79％（H20）→95％（H32）

　　・増改築相談の利用促進

　　・高齢化しているマンション管理組合の支援

　③入居支援・住み替え支援

　　・情報提供体制の整備

・相談・契約支援

　　・緊急連絡先のない高齢者の住み替え支援

　　・経済的な住み替え支援の検討

　　・空き家の活用

マイホーム借上制度　等

　　・居住支援協議会の設置検討

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）で定めており、住宅確保要配慮者等に対する情報の提供等の支援に関し、必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者などで組織することができる協議会。

　④在宅高齢者への生活支援

・保健医療サービスや福祉サービスを円滑に利用できる環境整備

・居住系サービスの充実

・在宅サービスの拡充

　　　＊生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合

　　　　　16％（H21）→25％（H32）